

資料 1 平成 3 年 5 月策定「駐車施設対策の基本方針」概要

1 策定当時における法制度等の改正動向

昭和 32 年に制定された駐車場法を基に、増大する駐車需要に対処するため、建物への駐車施設の附置義務制度や、都市計画駐車場の整備等を中心に、都市内の駐車施設の整備を進めてきました。

しかしながら、このような駐車場の整備・供給は、急速なモータリゼーションの進展による駐車需要の増加に追いつかず、路上駐車蔓延は、全国的な都市問題となっていました。

これを受け、平成 2 年～3 年にかけて、以下のような法制度の改正が行われました。

道路交法、保管場所法の改正 違法路上駐車に対する規則・取締りの強化 都市計画中央審議会 中間答申 不足する駐車施設を計画的に整備していくための諸方策の提言 道路法、駐車場法の改正 路上駐車及び路外駐車場の双方に係る総合的な整備計画となる駐車場整備計画を策定することを市町村に対して義務付け

2 駐車施設対策の基本方針

平成 3 年当時は、都市における自動車交通の増加に伴い、駐車需要も高まっていきました。このような状況の中で、地域によっては駐車施設の需給バランスが大きく崩れ、駐車施設の確保が喫緊の課題とされました。

(1) 駐車施設対策の基本的考え方

地域ごとの駐車需要を予測し、駐車施設の整備計画の立案が重要道路や公園下等の地下空間の有効利用

(2) 既存駐車施設の有効活用

駐車場案内誘導などの有効活用策の検討

(3) 駐車施設対策の行政と民間の役割分担

原則的には自動車利用を誘発する施設側で対応することが基本
道路交通対策、都市交通などの観点から必要なものを行政が整備していく

(4) 都と区市町村の役割分担

駐車施設対策の主体は、基本的には区市町村
都は、都全域の一貫性を保ち、各地域での駐車施設対策の促進を図るため、広域的な立場からの計画立案のための指針策定や区市町村による公共駐車場の整備促進を支援

(5) 主要な駐車施設対策

区市町村による駐車施設整備計画の策定促進

- ・ 駐車施設整備計画ガイドプランの作成
- ・ 駐車場整備地区の見直し
- ・ 区市町村の調査に対する助成

(6) 公共駐車場の整備

道路・公園下の有効活用
附置義務基準の改正

- ・ 東京都駐車場条例における附置義務基準の適用地区の拡大

(7) 駐車場緊急整備基金の創設・活用

(8) 駐車場案内・誘導システムの導入

(9) 面整備事業にあわせた駐車施設整備の促進

市街地再開発事業や土地区画整理事業にあわせた駐車施設の整備

(10) 住宅地における駐車施設整備の促進

集合住宅に対する車庫設置の推進

(11) 短時間・荷さばき施設の検討

短時間駐車に対応した駐車施設の設置、荷さばき施設の建築物への附置の検討

(12) 駐車施設の有効活用方策の検討

月極・専用駐車場の一時預かり化の検討
公共施設付帯駐車施設の休日開放の検討
駐車施設の一体的運用方策の検討

資料2 平成3年10月策定

「駐車施設整備計画ガイドプラン」

平成3年に改正された駐車場法では、駐車場の整備を進めるための総合的な取り組みとして、「駐車場整備地区の拡大」や「駐車場整備地区における駐車場整備計画の策定が市町村に義務化」及び「駐車施設の附置を義務付ける建築物の範囲の拡大」が示されました。

それを受け、東京都では、実施主体となる区市町村の考え方を統一にする基準として「駐車施設整備計画ガイドプラン(平成3年10月)」を策定しました。

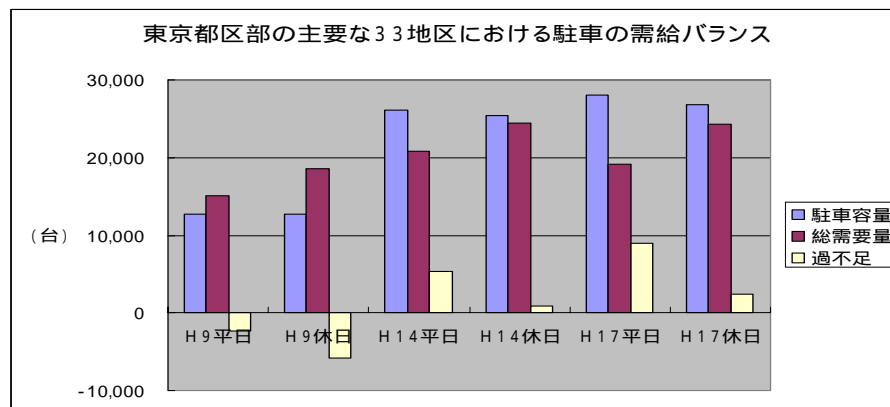
ガイドプランでは、駐車場の整備を促進し、供給量を確保することを主たる目的としており、駐車施設整備計画の立案方法や公共駐車場の整備手法に関する内容が明記されています。

資料3 駐車問題を取り巻く環境の変化

整備駐車場の利用率等

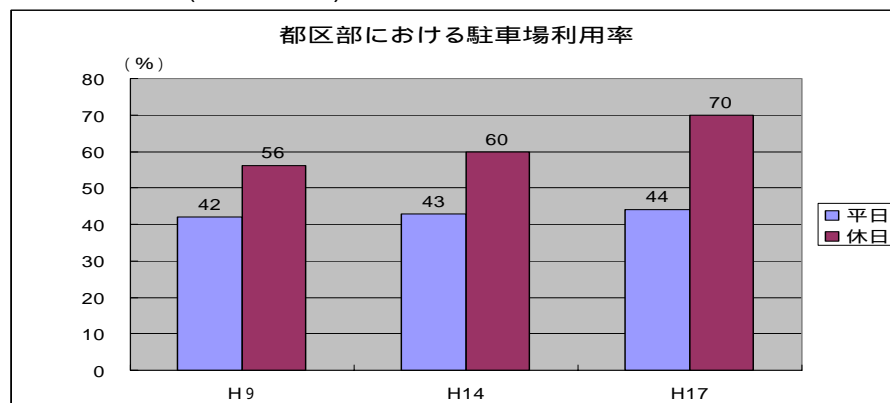
東京都区部の駐車場の利用状況は、平日においてはどの地区もほぼ充足していますが、休日においては、神保町駅地区、上野駅地区等、駐車場の整備量が不足している地区が存在します。

一方で、東京都区部における主要な33地区（平成14年度、17年度調査の対象地区での重複地区）での駐車需給バランス（需要には路上駐車を含む）は、平成14年度調査より改善傾向に転換し、平成17年度調査では、さらに改善されています。



平成14年度以前の調査（47地区）と平成17年度の調査（49地区）では調査対象地区が異なっているため、重複地区のみを抽出し比較しています。

昼間時間帯(ピーク時)駐車場利用率は、平日で約4割程度



駐車場の整備量に比べて、十分に利用されていない状況にあります。既存の駐車場を効果的に活用することが求められています。

出典：路上駐車実態調査報告書

(平成18年3月 (財)東京都道路整備保全公社)

資料 4 東京都駐車場条例の改正
(平成14年10月施行)

主な改正内容	備 考																											
<p>荷さばき駐車施設の附置義務を新設する</p>	<p>対象建築物：特定用途の延べ面積の合計が2,000㎡を超える建築物を対象とする（駐車場の面積は延べ面積には含まない）。</p> <p>附置義務台数の算定：延べ面積を下表の基準面積で除して得た数値以上の台数を設置する（小数点以下は切上げ）。又、10台までとすることができる。</p> <p style="text-align: right;">単位：㎡</p> <table border="1" data-bbox="568 891 1273 1281"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="4">駐車場整備地区等</th> <th>周辺地区等</th> </tr> <tr> <th colspan="4">特定用途</th> <th rowspan="2">特定用途</th> </tr> <tr> <th>百貨店</th> <th>事務所</th> <th>倉庫</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象面積</td> <td colspan="4">2,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>基準面積</td> <td>2,500</td> <td>5,500</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> <td>7,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>附置義務台数との関係：荷さばき駐車施設の附置義務台数は現行の附置義務台数の内数とすることができる。</p> <p>原則として、長さ7.7m、3.0m、はり下の高さ3.0mとする。ただし、建築物の構造、敷地の状況によりやむを得ない場合は、長6.0m、幅4.0m、はり下の高さ3.0mとすることができる。</p>		駐車場整備地区等				周辺地区等	特定用途				特定用途	百貨店	事務所	倉庫	その他	対象面積	2,000				3,000	基準面積	2,500	5,500	2,000	3,500	7,000
	駐車場整備地区等				周辺地区等																							
	特定用途				特定用途																							
	百貨店	事務所	倉庫	その他																								
対象面積	2,000				3,000																							
基準面積	2,500	5,500	2,000	3,500	7,000																							
<p>地区特性に応じた附置義務台数の設定を可能にする（地域ルール）</p>	<p>駐車場整備地区内において、当該地区の特性等に応じた附置義務基準を駐車場整備計画等に定める場合で、知事が適切であると認めるものについては、地区独自の附置義務基準を適用することができる。</p>																											

資料5 駐車場法の改正（平成18年11月施行）

対象となる自動車の定義が、平成18年5月に改正され、平成18年11月30日に施行されました。

駐車場法の対象となる「自動車」の定義に自動二輪車を含めることにより、駐車場法上、以下の項目において取扱いに変更が生じます。

駐車場整備地区・駐車場整備計画

- ・ 現行の駐車場整備地区及び駐車場整備計画は自動二輪車の駐車需要を前提としていません。
- ・ このため、各都市の自動二輪車の駐車需要を勘案し、区市町村は、対応が必要と認められる区域について、駐車場整備地区に関する都市計画変更及び駐車場整備計画変更を行う必要があります。

駐車場条例における附置義務

- ・ 地域の実情から、自動二輪車の駐車施設を附置義務によって設置する必要がある場合には、適宜、条例改正を行う必要があります。

構造、設備の基準

- ・ 新たに設置される一定の自動二輪車駐車場 については、新たな構造及び設備の基準への適合が必要となります。

都市計画区域内において、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上で、その利用について駐車料金を徴収する路外駐車場。

資料6 東京都・特別区駐車場整備基金の廃止と 総合駐車対策への取り組み

東京都・特別区駐車場整備基金は、平成3年に民間駐車場等の整備推進のための助成を行うことを目的とし、都と区が中心となって創設した基金制度です。

近年、緊急的な用途での駐車場整備の必要性が低下したことから、平成15年度末をもって廃止となりました。

今後は、これまでの運用益を基に、(財)東京都道路整備保全公社が平成16年度からの10ヶ年事業として、23区が取り組む総合的な駐車対策に関する喫緊の課題に対して活用します。

駐車場整備基金運用益を活用した東京都道路整備保全公社 の公益事業

駐車対策支援

- ・ 駐車場空き情報発信端末器設置支援
- ・ 駐車場名入りの新しい駐車場案内標識設置支援

自動二輪車対策支援

- ・ 自動二輪車放置実態調査
- ・ 自動二輪車駐車場整備支援

放置自転車対策支援

- ・ 都・区が実施する放置自転車対策キャンペーン活動の協賛や普及啓発活動の支援

各区独自事業支援

- ・ 各区が先進的に行っている駐輪対策等の独自事業に対する支援

区市町村による「総合駐車対策基本計画」の策定に対しては、この運用益を有効に活用し、支援します。

資料7 東京都安全・安心まちづくり条例に基づく 自動車駐車場に関する防犯上の指針

自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りが管理されていること。
- (5) 地下又は屋内の駐車場については駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

資料8 東京都集合住宅駐車施設附置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集合住宅に附置する駐車施設に関する必要な基準を定めることにより、駐車施設の適切な確保をすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）並びに駐車場法（昭和32年法律第106号）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 集合住宅とは、寮及びワンルームマンションを含む共同住宅、寄宿舎及び長屋をいう。
- 二 駐車場整備地区等とは、駐車場法第3条に規定する駐車場整備地区、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号に規定する商業地域及び近隣商業地域をいう。
- 三 駐車施設附置率とは、集合住宅の住戸又は住室の数（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その住戸又は住室の数の合計）に対する駐車施設の数割合をいう。

(適用区域)

第3条 この要綱は、建築物の敷地が、特別区の区域で、かつ、駐車場整備地区等以外の区域内にある場合に適用する。

(対象建築物)

第4条 この要綱の対象建築物は、令第149条第1項各号に掲げる建築物で、集合住宅の用途に供する部分の床面積が2,000m²を超えるものとする。

(新築する場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物の建築主は、前条に規定する建築物を新築しようとするときは、駐車施設附置率が30%以上の駐車施設を当該建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、自動車の保有率が低いなど、知事が特にやむを得ないと認めた場合は、当該駐車施設附置率を緩和することができる。

(増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築主は、第4条に規定する建築物(増築又は用途変更(法第2条第14号に定める大規模の修繕又は同条第15号に定める大規模の模様替を伴うものに限る。以下同じ。)後に第4条に規定する建築物となるものを含む。以下同じ。)を増築又は用途変更しようとするときは、当該増築又は用途変更に係る住戸若しくは住室の数に、30%を乗じた数値以上の駐車施設を、当該建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない。前条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(駐車施設の規模)

第7条 前2条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち、自動車の格納又は駐車用に供する部分の1台当たりの規模は、幅2.3m以上、奥行き5m以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物又は建築物の敷地内の駐車施設のうち1台以上は、幅3.5m以上、奥行き6m以上のものとする。

(附置の協議)

第8条 建築主は、第4条に規定する建築物を新築、増築又は用途変更しようとするときは、駐車施設の位置を明示した配置図その他の関係図書を、法第6条第1項の申請前又は法第18条第2項の通知前に知事に提出し、協議するものとする。

(建築物の敷地が駐車場整備地区等の区域の内外にわたる場合)

第9条 建築物の敷地が、駐車場整備地区等の区域の内外にわたるときは、当該敷地が第3条に規定する区域に過半が属する場合は、第5条及び第6条の規定を適用する。

(附置の特例)

第 1 0 条 第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、知事が特にやむを得ないと認めた場合は、当該敷地からおおむね 3 0 0 m 以内の場所に、その駐車施設を附置しなければならない。

(駐車施設の管理等)

第 1 1 条 この要綱により設けた駐車施設の所有者及び管理者は、駐車施設が常に良好な状態で使用できるように当該敷地、構造及び設備を維持し、管理しなければならない。

建築主並びに駐車施設の所有者及び管理者(以下「管理者等」という。)は、騒音の防止策等、駐車施設が周囲の環境に与える影響について配慮した措置を講ずるよう、努めなければならない。

(勧告等の措置)

第 1 2 条 知事は、本要綱に従わない管理者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。知事は、管理者等が前項の勧告に従わないときは、管理者等の氏名の公表など必要な措置を講ずることができる。

(別段の定め)

第 1 3 条 この要綱を施行するために必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

この要綱の施行の日から起算して 3 月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者は、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、駐車施設を附置しないことができる。

< 参考資料 >

「駐車施設対策の基本方針」の改定（案） に対する意見及び対応の概要

平成 18 年 5 月 17 日に「駐車施設対策の基本方針」の改定(案)を公表し、5 月 31 日まで意見・提言の公募を行ったところ、56 通、90 件のご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見は、「駐車施設対策の基本方針」改定の参考にさせていただきました。また、今後、総合駐車対策を進めていく上での参考にさせていただきます。

ここでは、お寄せいただいた意見の概要を紹介いたします。なお、紹介するにあたり、ご意見の主旨が異なることがないように配慮し、類似のご意見の集約、説明に必要な用語の補足等をしておりますのでご了承ください。

「基本方針」全般について	8 件
自動二輪車の駐車対策について	61 件
荷さばき車両・貨物車の駐車施設確保について	6 件
観光バスの駐車対策について	1 件
駐車場案内の充実について	4 件
その他（TDM 施策 附置義務など）	10 件

合計 90 件

「基本方針」全般について

- ・ 駐車場、駐輪場を十分に整備してから取締りが行われるべきである。
- ・ 基本方針は、違法駐車対策について概ね前向きと評価。
- ・ 基本方針に基づく施策が、違法駐車問題の解決に効果が出ることを期待。

- ・ 路上駐車問題を解決するためには、「駐車場の整備」、「駐車場利用の促進」、「違法駐車取締り」を一体となって進めることが重要です。「違法駐車取締り」については、警視庁において平成 18 年 6 月から新たな取締りが開始されました。基本方針は、このうち「駐車需要に応じた駐車場の整備」や「駐車場利用を促進する有効活用策」などを対象として対策の方針を示したものです。
- ・ 今後は、新たな基本方針のもと、路上駐車削減に向けた取り組みを、関係機関とも連携し推進していきます。

- ・ 駐車場の現状等については、最新のデータに修正すべき。
- ・ 自動車の保有台数と駐車場台数の把握が必要である。

- ・ 関連するデータについては、ご意見を参考に、可能な範囲で最新のものに修正しました。

自動二輪車の駐車対策について

- ・ 自動二輪車が駐車できる駐車場が圧倒的に不足している。
- ・ 都の施設を率先して活用し、施設を整備すること。
- ・ 自動二輪車の駐車場整備を積極的に進めるとともに、既存の駐車場への自動二輪車の受け入れも促進してもらいたい。

- ・ 平成 18 年 5 月(18 年 11 月 30 日施行)に駐車場法の一部が改正され、駐車場法に定められた「自動車」に自動二輪車が含まれることとなりました。この改正により、これまで整備が進まなかった自動二輪車の駐車場の整備促進が図られることとなります。
- ・ 自動二輪車については、既存の駐車場において受け入れ態勢が十分にできていない状況にあるなど、駐車施設が十分に整っていないものと認識して

います。

- ・ 基本方針においては、既存駐車場への受け入れの促進、目的施設での自動二輪駐車施設の確保、高架下など行政が管理する遊休の公共用地を利用した自動二輪車駐車場の整備促進などにより、駐車施設の増加を図っていくこととしています。

- ・ 自動二輪車の駐車場整備促進に向け、法や条例の整備を進めてもらいたい。
- ・ 道路の余裕スペース活用、自動二輪車用のパーキングメーター設置などにより、道路上に駐車スペースを確保すべき。
- ・ 公共が補助を出して民間の自動二輪車の駐車場整備を促進すべき。

- ・ 平成 18 年 5 月(平成 18 年 11 月 30 日施行)に駐車場法の一部改正が行われ、平成 19 年 1 月には改正道路法施行令が施行(占用の許可の物件等の追加)されるなど、自動二輪車の駐車場整備に向けた法制度の整備が進められています。
- ・ 都では、東京都・特別区駐車場整備基金の運用益を活用するなど、自動二輪車駐車場の整備を支援するとともに、国に対して、引き続き自動二輪車駐車場の増加に向けた支援策の充実を働きかけていきます。

荷さばき車・貨物車の駐車施設確保について

- ・ 大規模な集合住宅の建築に際して、荷さばき駐車施設の附置義務を制度化すべき。
- ・ 商店街など地域への集荷・配送用トラックの駐車場所の確保、その周知について要望する。

- ・ 荷さばき駐車施設については、需要を発生させる施設側でスペースを確保し、敷地内で行うことが原則です。
- ・ 大規模な集合住宅における荷さばき駐車施設については、開発事業者に対し、需要に応じて計画段階において荷さばき駐車施設を設けるなどの対応を検討することとしています。
- ・ 商店街など地域での荷さばき駐車施設の確保については、地域全体での取り組みが必要です。都では、共同荷さばきスペースの設置や既存のコイン

パーキングを活用した荷さばきが可能な駐車場のさらなる拡大に努めていきます。また、行政が管理する遊休の公共用地等の活用も検討していきます。

- ・ 荷さばき可能な駐車場の案内等については、ご意見を参考に、拡充を図って参ります。

観光バスの駐車対策について

- ・ 観光バス駐車場は、都市機能の一部として適切に整備されるべきである。また、乗降場と待機場を分けるなどの検討をすべき。

- ・ 観光バスの駐車対策については、観光の目的である施設側で確保し、整備することが原則です。そのため、目的施設である大規模拠点開発などでは、計画段階において観光バス駐車場の検討を行う必要があると考えます。整備を行う際は、乗降場と待機場の配置もあわせて検討を行う必要があると考えます。

駐車場案内情報の充実について

- ・ 「s-park」、カーナビ、携帯電話など情報提供ツールを利用して、路上駐車車両を低利用率の既存駐車場へ誘導する措置を強化すべき。
- ・ 自動二輪車の駐車場情報を充実すべき。

- ・ 都の駐車場案内誘導は、「s-park」の駐車場情報を活用したITカーナビによる広域的な案内誘導と目的地近傍での駐車場案内標識による案内を基本としています。
- ・ 「s-park」の駐車場情報は、ITカーナビ、VICSカーナビ、インターネット、携帯電話などで検索が可能です。今後とも、駐車場の位置情報、満空情報等の充実に努めてまいります。
- ・ 自動二輪車の駐車場案内についても、現在、「s-park(s-park for riders)」で自動二輪車の駐車場案内を実施しております。ご意見を参考に、今後とも案内情報の一層の充実を図って参ります。

その他の主なご意見

- ・ 違法駐車削減には、都内への車の乗り入れ規制、パーク＆バスライドなどの施策も必要。

- ・ 「駐車施設対策の基本方針」の改定は、交通需要マネジメント（TDM）の一つの施策である駐車マネジメントの一環として行っています。ご意見のとおり、道路機能の回復や都市環境の改善を図るためには、パーク＆ライドなど TDM の施策を効果的に組み合わせていくことも重要と考えます。

- ・ 駐車場の附置義務については、駐車場の利用実態をよく勘案して柔軟に緩和すべきであり、強化には反対する。
- ・ 自動二輪車駐車施設の附置義務については、地域の需要特性に合った対応が必要。

- ・ 駐車施設の附置義務化は、原因者負担を基本に今後とも引き続き推進してまいります。地区の駐車問題の特性に応じて、独自の附置義務基準「地域ルール」も活用し柔軟に対応していきます。
- ・ また、自動二輪車駐車施設の附置については、地区の駐車特性を踏まえ「地域ルール」を活用するなど、附置に向けた検討を進めていくことが必要と考えています。

総合駐車対策マニュアル

平成 19 年 1 月発行 登録番号 (18) 90

編集・発行

東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 3286

印刷

東京都世田谷区世田谷一丁目 24 番 7 号
有限会社 雄久社
電話 03 (5451) 7030